



# シーダ・ウォーカー



## 時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。将棋の話になりますが藤井聡太竜王が王将防衛(対羽生善治九段)について棋王を奪取(対渡辺明名人)し、六冠となりました(竜王連続2期、叡王連続2期、王位連続3期、棋王1期目、王将連続2期、棋聖連続3期)。将棋の公式タイトル戦は現在8つあり、残るは名人(渡辺明)と王座(永瀬拓矢)となりました。名人戦の挑戦者決定リーグであるA級順位戦では藤井竜王が挑戦権を獲得しており4月から渡辺名人と対戦することになります。王座戦は今後挑戦者決定トーナメントが行われます。さて、これで藤井竜王・六冠は通算13期タイトルになったこととなり、歴代8位となりました。歴代1位は今回敗退した羽生九段の99期で、羽生九段は1996年には七冠を制覇しています(当時タイトル戦は7つでした)。



	開催時期	初回開催	持ち時間	番勝負	推定賞金	主催
竜王戦	10月-12月	1988年	8時間 (二日制)	7番勝負	4300万円	読売新聞社
名人戦	4月-7月	1937年	9時間 (二日制)	7番勝負	2000万円	毎日新聞社 朝日新聞社
叡王戦	4月-6月	2018年	1,3,5,6時間	7番勝負	2000万円	ドワンゴ
王位戦	7月-9月	1960年	8時間 (二日制)	7番勝負	1000万円	ブロック紙3社連合
王座戦	9月-10月	1983年	5時間	5番勝負	800万円	日本経済新聞社
棋王戦	2月-3月	1975年	4時間	5番勝負	600万円	共同通信社
王将戦	1月-3月	1951年	8時間 (二日制)	7番勝負	300万円	スポーツニッポン新聞社 毎日新聞社
棋聖戦	6月-7月	1962年	4時間	5番勝負	300万円	産経新聞社

この表は日本将棋連盟による序列に従って並んでいますが実は賞金順です。実際には竜王と名人の権威が他の6タイトルよりも上です。

## 栄養科より今月の一押しメニュー



4月8日の昼食は「桜ちらし寿司、すまし汁、白和え、フルーツ」です。粥食の方は具をトッピングした「ちらし粥」となります。また4月上旬に春を楽しめるおやつをご用意しています。バランスの良い食事をしっかり摂り元気にお過ごしください。

シーダ・ウォークは高齢者とご家族を支援する施設です。

- 入所 ①ロングステイ：1か月～  
②ショートステイ：1週間程度
- 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

杉並区桃井3-4-9 (荻窪消防署 隣) TEL 03-5311-6262

## シーダ・ウォーカー 法律相談

**越境した枝の切り取りのルールが変わります**

時折、ご近所付き合いについてご相談をいただくことがあります。内容としては、騒音問題や土地の境界が不明になっているなど、様々なものがあります。お隣の庭木に関して相談をいただくこともありました。本年4月1日よりルールが変更になりました。これまでの民法のルールでは、土地の所有者は、隣地の「竹木の根」が境界線を越えるときは、自分でその根を切り取ることができました。しかし、枝が境界線を越えるときは、自分で切ることはできませんでした。この場合は、その木の所有者に切ってもらうか、裁判を起こす必要がありました。つまり、越境している部位が「根」なのか「枝」なのかによって、手間が大きく変わりました。しかし、本年4月1日の民法改正により、「枝」に関するルールが変更されることになりました。

原則は、これまでどおり、木の所有者に越境している枝を切るように求めることは維持しつつも、次のいずれかの場合には、木の所有者の承諾がなくても自ら枝を切り取ることができます。

<要件>

- ① 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③ 急迫の事情があるとき



このような例外的な事情がある場合には、木の所有者でなくても越境された土地の所有者は、越境している枝を切り取ることができます。分かりにくいのが①の「相当の期間内」という要件です。催告をしてからどのくらい待てば良いのかということです。法務省の解説では、「相当の期間」とは、枝を切除するために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、「事案によるが、基本的には2週間程度と考えられる」とされています。なお、枝の切り落としに要した費用は、基本的には、土地木の所有者に請求できると考えられています。木の所有者に請求ができるのは、枝が越境して土地所有権を侵害しているため本来は木の所有者が切り落とさなければならなかったと考えられるからです。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 惇

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

2023年3月25日発行 vol.189 発行責任者:吉田晴彦  
編集責任者:落合直樹 発行:社会医療法人河北医療財団  
介護老人保健施設シーダ・ウォーク  
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9  
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180  
<https://kawakita.or.jp/suginami-area/cedar/>



あなたが

# 大事にしてきたこと は なんですか？

みなさんは、「ソーシャルワーカー(以下SW)」をご存知ですか？ 社会福祉士の資格を持っている人？  
困ったときに相談に乗ってくれる人？ 入院や退院の調整をしている人？  
今回は、SWがどんなことを行っている専門職か、お伝えします！

## ●ソーシャルワーカー (SW) が行っていること

SWは一人ひとりの日々の暮らしを支援します。

当たり前の日常が、何らかのできごとや困りごとによって揺らぐことがあります。

誰にでも起こりうることです。そんな時、SWがお役に立つことができます。

面談等を通して、これまで大事にしていた生き方を伺い、それを尊重し、

困りごとがある中でも、その人らしい日常に近づいていくための方法を一緒に考えます。

時には必要な専門職に支援を依頼したり、協働したり、チームを広げていきます。対応や解決を共に考えていきますが、制度のはざまや新たな社会的課題などによっては、制度自体を変える・作るといった働きかけをしていくこともあります。

時が流れ、社会情勢とともに、市民が抱える困りごとにも変化していきます。近年は、貧困、孤独死、8050 問題(80代の親が50代の子を扶養)、ごみ屋敷で孤立、ダブルケア(親の介護と育児)、ひきこもり、依存症、ヤングケアラー(学生が家族の介護や育児をする)など、みなさんもお聞きになったことがあると思います。

SWは、それらの多様な困りごとに対して、人の尊厳や権利擁護の立場を軸に、ご本人やご家族のお話を伺いながら、ともに考えます。上からではなく、下からでもない、対等な関係で、対等な目線で関わりながら、その方のこれまでの「物語」を大事に、必要に応じて伴走していきます。その中で、周囲からの差別や無関心といった課題があれば、ともに立ち上がることもあります。

SWが大事にしている視点と、行っていることを取り上げてみましたが、いかがでしたか？ 抽象的で見えづらい部分が多いですが、少しでも身近に感じて頂けるようになると幸いです。



## ●ソーシャルワーカーが いるところ

病院、高齢者施設、学校、児童相談所、行政機関、社会福祉協議会、などにいます。近年は、刑務所といった司法関係の施設でも活躍が期待されています。



様々な分野、地域、制度の壁を越えて、支援をすることが、SWの使命のひとつです。

## ●当施設でのソーシャルワーカーの仕事内容

利用相談・調整

療養方針決定支援・退所支援等

(ケアマネジャーと協働して行います)

社会的課題の解決支援

・家族関係課題・経済課題

・虐待、不適切介護の課題

・権利擁護の課題 など

当施設のサービス活用に関する相談支援、苦情等の相談

地域貢献活動(地域活性化、地域づくりへの参画)

※シーダ・ウォークには、相談室に支援相談員としてSWが在籍しています。河北医療財団の中ではシーダ・ウォークの他にも、「河北総合病院」「河北リハビリテーション病院」「地域包括支援センターケア24阿佐谷/ケア24松ノ木」にSWが在籍しており、「ソーシャルワーク部門」として専門性の担保ができるよう、教育・研修等を行いながら日々研鑽に努めております。

